四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山口川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西予市明浜町狩浜

四番耕地九六番二　一号
四番耕地九五番一　二号
二番耕地八四番三　三号
四番耕地一〇一番　四号
二番耕地八九番　五号
二番耕地七七番　六号及び七号
二番耕地七六番　八号

○国土交通省告示第九百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

布田川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第百四十五号で指定した土地の区域を除く。）

熊本県阿蘇郡西原村大字布田
字上玉田　二〇〇八番　一号、二号及び七号
二〇〇九番二　三号及び四号
二〇一〇番一　五号
二〇〇七番　六号及び十二号
二〇〇〇番　八号及び九号
二〇〇一番　十号
二〇〇六番一　十一号
二〇一一番　十三号
二〇〇九番九　十四号
二〇一七番地先水路敷　十五号
字北道角　二〇四九番地先水路敷　十六号
二〇五二番　十七号
二〇五一番二　十八号
二〇五六番　二十号
字南道角　二一三三番　十九号

○海上保安庁告示第四十三号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月十七日

海上保安庁長官　中島　敏

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PM 05　ひたち PM 08　ちとせ （略）	別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PM 05　ひたち PM 07　いさづ PM 08　ちとせ （略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 特殊警備救難艇 番号　船名 （略） MS 02　さいかい （略）	別表（第一条関係） （略） 特殊警備救難艇 番号　船名 （略） MS 02　さいかい MS 03　かつれん （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PS 33　おおがみ PS 34　しぎら （略）	別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PS 33　おおがみ （略）

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PM 53　とかち PM 54　いよ （略）	別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PM 53　とかち （略）